2020年 2月15日　No176　　発行責任者 田中 孝史

かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第176号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3－6－3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX　03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

非正規社員１５４人が提訴

格差是正を求める郵政２０条裁判・集団訴訟

（地裁前での宣伝行動）

（経団連前での行動）

（提訴に向かう原告団と弁護団）

２月１４日、郵政ユニオンの組合員１５４人が全国７地裁で、約２億５０００万円の損害賠償を求めて提訴しました。

郵政ユニオンは、労働契約法２０条にもとづき、同じ仕事をしているにもかかわらず、手当、休暇などの格差は不当と、２０１４年に郵政２０条裁判を１１人が提訴しました。このたたかいによって住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇、無給の病気休暇などの格差は違法と、東京高裁、大阪高裁で判断され、現在最高裁で係争中です。

非正規差別を止めさせ 真の均等待遇実現を

昨年８月、高裁判決にふまえて郵政ユニオンに所属する非正規組合員１８７人が会社に対して、各種手当ての差額を支払うよう要求しました。しかし、会社はその要求に応じなかったため、１５４人が立ち上がったのです。今回の訴訟は、１１人の２０条裁判原告が切り拓いてきた司法判断をさらに広めていくものであり、郵便局における非正規の働き方、働かせ方が『違法』であることを明確にさせるたたかいでもあります。

非正規差別を許さず、処遇改善、均等待遇を実現していくために、多くの皆さんのご支援をお願いします。

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか